

# 石川県公報

平成 23 年 11 月 11 日

第 1 2 4 4 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示	
穴水町の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (地方課)	1
穴水町の区域内の字及び小字の区域の変更の届出 (同)	2
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	3
生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	3
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3
医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3

中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	3
青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	4
保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	4
保安林の指定施業要件の変更 (同)	5
県道の区域の変更 (道路整備課)	6
公 告	
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	7
土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	7
土地改良区の役員就任公告 (同)	8
土地区画整理組合の定款の変更認可公告 (都市計画課)	9

## 告 示

### 石川県告示第498号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、穴水町長から同町の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
鳳珠郡穴水町字中居口の部108の2の地先公有水面埋立地	1,109.89m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良イの部1の4、1の7、2の2、3の3、4の2、6の2、7の2、9の2、15の2、16の3に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地	
鳳珠郡穴水町字比良イの部72の地先公有水面埋立地	
鳳珠郡穴水町字比良イの部36の2、38の甲2、61の4に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地	154.85m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良イの部62の2、72の各地先公有水面埋立地	
鳳珠郡穴水町字比良イの部61の1の2、61の1の3、62の3、63の2に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地	56.58m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良イの部62の2の地先公有水面埋立地	
鳳珠郡穴水町字比良イの部63の2、口の部1の3の区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地	74.87m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良口の部1の3、2の2、3の3、4の3に各々隣接する道路である国有地の各地先公有水面埋立地	

鳳珠郡穴水町字比良八の部1の4、2の3、7の乙3、8の5、13の3、14の2の3、14の3に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良八の部10の1、12の2の各地先公有水面埋立地	466.39m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良八の部10の1、比良二の部1の2の区域に介在する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良二の部1の2、2の2の各地先公有水面埋立地	42.18m <sup>2</sup>
鳳珠郡穴水町字比良二の部3の4、3の7、7の6の各地先公有水面埋立地	7.64m <sup>2</sup>

## 石川県告示第499号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、穴水町長から次のとおり同町の区域内の字及び小字の区域を変更する旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後の字及び小字		左の区域に編入される区域
字	小字	
比良	イ	鳳珠郡穴水町字中居口の部108の2の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良イの部1の4、1の7、2の2、3の3、4の2、6の2、7の2、9の2、15の2、16の3に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良イの部72の地先公有水面埋立地
比良	イ	鳳珠郡穴水町字比良イの部36の2、38の甲2、61の4に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良イの部62の2、72の各地先公有水面埋立地
比良	イ	鳳珠郡穴水町字比良イの部61の1の2、61の1の3、62の3、63の2に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良イの部62の2の地先公有水面埋立地
比良	口	鳳珠郡穴水町字比良イの部63の2、口の部1の3の区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良口の部1の3、2の2、3の3、4の3に各々隣接する道路である国有地の各地先公有水面埋立地
比良	八	鳳珠郡穴水町字比良八の部1の4、2の3、7の乙3、8の5、13の3、14の2の3、14の3に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良八の部10の1、12の2の各地先公有水面埋立地
比良	二	鳳珠郡穴水町字比良八の部10の1、比良二の部1の2の区域に介在する道路である国有地の地先公有水面埋立地 鳳珠郡穴水町字比良二の部1の2、2の2の各地先公有水面埋立地
比良	二	鳳珠郡穴水町字比良二の部3の4、3の7、7の6の各地先公有水面埋立地

## 石川県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
白 峰 コ メ ヤ 薬 局	白山市白峰八157番1地 白峰福祉複合施設カルテット内2F	平成23年10月1日

**石川県告示第501号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
源 田 茜 (げんだ接骨院)	小松市土居原町735番地	平成23年9月28日

**石川県告示第502号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
重 吉 俊 宏 (重吉接骨院)	小松市小寺町戊54番地25	平成23年10月7日

**石川県告示第503号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
白 峰 コ メ ヤ 薬 局	白山市白峰八157番1地 白峰福祉複合施設カルテット内2F	平成23年10月1日

**石川県告示第504号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
源 田 茜 (げんだ接骨院)	小松市土居原町735番地	平成23年9月28日

**石川県告示第505号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
重 吉 俊 宏 ( 重 吉 接 骨 院 )	小松市小寺町戊54番地25	平成23年10月7日

## 石川県告示第506号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2011年12月号 ( 0 4 3 3 3 - 1 2 )	(株)ダブリュエスコーポレーション
”	N a i N a i プレス北陸 2011年12月号 ( 0 6 8 0 5 - 1 2 )	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2011年12月号 ( 8 6 6 6 3 - 1 2 )	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成23年11月2日

## 石川県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 解除予定保安林の所在場所

河北郡内灘町字大根布り251の1・字宮坂ぬ365の3・365の8・字西荒屋へ72の3・字室る88の3・89の3（以上6筆について次の図に示す部分に限る）、90の2、90の3・かほく市大崎レ127の5・タ149の2・149の4・ヨ198の5・白尾ム2の27（以上6筆について次の図に示す部分に限る）

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 1 解除予定保安林の所在場所

河北郡内灘町字大根布り251の1・字宮坂ぬ365の3・365の8・字西荒屋へ72の3・字室る88の3・89の3・かほく市大崎レ127の5・タ149の4（以上8筆について次の図に示す部分に限る）

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 解除の理由

## 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課並びに内灘町役場及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第508号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年12月18日石川県告示第649号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市一ノ宮町寺家町滝町入会地赤山1の114、1の150、1の156、1の158、1の169から1の172まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市柴垣町壱四106の3から106の6まで

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市滝町ワ373の4

## 2 保安林として指定された目的

風害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市粟生町工24の1、24の2、25の1、25の2、26の1から26の4まで、27の1から27の3まで、サ1から7まで、19から21まで、22の1、23から27まで、29、30、ヒ21の1、21の2、22の2、22の3、新保町ア1、4、10、13、16、上46の8、46の12、下6の1、10の1、18の2、24の2、27の12、千里浜町ヨ162の1、タ4の30、4の32、5の1、西釜屋町才65の7、73の1、74の1、羽咋町才70の1、75の5、羽咋町ミ3、4、7、下1の1、1の5から1の8まで

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市粟生町工24の1、24の2、25の1、25の2、26の1から26の4まで、27の1から27の3まで、サ1から7まで、19から21まで、22の1、23から27まで、29、30、ヒ21の1、21の2、22の2、22の3、島出町上1の1、1の7、1の46、2の1、2の5、2の23、新保町ア1、4、10、13、16、上46の8、46の12、下6の1、10の1、18の2、24の2、27の12、寺家町カ36、ヨ18、29、109、千里浜町ヨ162の1、162の3、タ4の30、4の32、5の1、西釜屋町才65の7、73の1、74の1、羽咋町才70の1、75の5、羽咋町ミ3、4、7、下1の1、1の5から1の8まで

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年11月11日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
輪島浦上線	下記区間を道路区域から除外する。			奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市鶴入町リ17番甲地先から 輪島市鶴入町チ9番1地先まで 及び		1.70～13.05 80.6	
	輪島市鶴入町二85番1地先から 輪島市鶴入町二94番1地先まで		9.20～13.00 11.2	

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成23年10月28日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ココナ

## 3 代表者の氏名

高田 富治

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市田上本町9の7番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 河野土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤 本 昌 宏	白山市広瀬町二214番地	平成23年6月17日
"	山 田 稔	" 広瀬町二198番地	"
"	藤 田 一 彦	" 広瀬町二230番地	"
"	瀧 下 宗 正	" 広瀬町二228番地	"
"	大 岩 利 磨	" 瀬木野町又222番地	"
"	清 水 重 孝	" 瀬木野町136番地	"
"	野 村 攻	" 河合町二34番地	"
"	清 水 清 貢	" 河合町八の65番地	"

理事	村 政 與 志	〃 河合町イ70番地	〃
〃	酒 井 勲	〃 河合町二90番地	〃
監事	南 勝 男	〃 河合町口55番地	〃
〃	宮 下 正 芳	〃 瀬木野町二3番地	〃

## 八ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	保志場 堯	羽咋市粟生町リ31番地	平成23年9月30日
〃	前 多 重 信	羽咋郡宝達志水町荻市58番地	〃
〃	向 瀬 尚 義	〃 子浦ワ113番地	〃
〃	本 田 辰 雄	〃 子浦レ7番地	〃
〃	金 田 之 治	〃 柳瀬ト2番地	〃
〃	中 村 建 治	〃 荻谷口134番地	〃
〃	嵐 勇 信	羽咋市新保町下172番地2	〃
〃	橋 場 浩 和	〃 新保町ヤ40番地	〃
〃	松 永 清	〃 粟原町口27番地1	〃
〃	高 田 健 三	〃 土橋町リ41番地	〃
監事	保志場 益 光	〃 粟生町リ15番地	〃
〃	長 田 英 伸	羽咋郡宝達志水町子浦と56番地1	〃
〃	杉 本 秀 博	〃 荻市へ16番地3	〃
〃	中 村 成 光	羽咋市新保町上212番地	〃

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 河野土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	藤 本 昌 宏	白山市広瀬町二214番地	平成23年6月18日
〃	山 田 稔	〃 広瀬町二198番地	〃
〃	藤 田 一 彦	〃 広瀬町二230番地	〃
〃	瀧 下 宗 正	〃 広瀬町二228番地	〃
〃	浦 榮 樹	〃 瀬木野町又225番地	〃
〃	澤 数 彦	〃 瀬木野町イ39番地	〃
〃	村 政 與 志	〃 河合町イ70番地	〃
〃	酒 井 勲	〃 河合町二90番地	〃
〃	村 上 茂 和	〃 河合町二21番地	〃
〃	村 修 一	〃 河合町北108番地1	〃
監事	浦 民 雄	〃 瀬木野町68番地	〃
〃	辻 誠 司	〃 河合町二23番地	〃



## 八ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	保志場 堯	羽咋市粟生町リ31番地	平成23年10月1日
"	前 多 重 信	羽咋郡宝達志水町荻市58番地	"
"	向 瀬 尚 義	" 子浦ワ113番地	"
"	上 田 忠 史	" 子浦ワ114番地	"
"	金 田 之 治	" 柳瀬ト2番地	"
"	松 田 悦 坦	" 荻谷竹5番地2	"
"	嵐 勇 信	羽咋市新保町下172番地2	"
"	中 山 清 和	" 新保町下199番地2	"
"	松 永 清	" 粟原町口27番地1	"
"	高 田 健 三	" 土橋町リ41番地	"
監事	中 橋 弘 次	羽咋郡宝達志水町荻市リ35番地	"
"	長 田 英 伸	" 子浦と56番地1	"
"	保志場 益 光	羽咋市粟生町リ15番地	"
"	中 村 成 光	" 新保町上212番地	"

## 土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称  
野々市町中南部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
石川県野々市市三納二丁目119番地
- 3 設立認可の年月日  
平成11年2月10日
- 4 変更認可の年月日  
平成23年10月24日

